

柳川市議会議員一般選挙

投票日

10月2日(日) 午前7時～午後8時

期日前投票

9月26日(月)～10月1日(土) 午前8時30分～午後8時



問い合わせは
柳川市選挙管理委員会事務局
☎ 77・8491 まで。

10月2日は、市議会議員一般選挙の投票日。私たちの思いを生活や市政に反映させる大事な選挙です。投票へ行き、あなたの大切な1票をまちづくりの反映させましょう。

投票所に行くときは、スムーズに投票するため「投票所入場券」を忘れずに持ってきてください。なくした場合でも投票することができますので、投票所で係員に申し出てください。

③選挙権を停止されていない人 ※投票日までに市外に転出した人は、転出日以降投票できません。
期日前投票や不在者投票をご利用ください

期日前投票の場合、投票所は3カ所どこでも投票ができます。「投票所入場券」を忘れずに持ってきてください。
不在者投票 不在者投票ができる人は次のとおりです。
仕事などで市外に滞在している人 市選挙管理委員会に準備している請求用紙で、投票用紙を請求してください。投票用紙などを滞在地へ郵送しますので、それを持って、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に投票してください。投票用紙を交付するまでに日数がかかります。早めに請求してください。

●指定施設で投票をする人 県選挙管理委員会の指定を受けた病院、施設などに入院や入所している人は、その施設内で不在者投票をすることができます。詳しくは、入院や入所している施設の事務所にお尋ねください。
●期日前投票期間中に18歳になる人 期日前投票を行う時点で18歳に達していない人は、不在者投票での対応となります。
郵便投票、点字・代理投票 ●郵便投票



不在者投票

告示日、投票日時、投票所

- 告示日 9月25日(日)
- 投票日時 10月2日(日)、午前7時～午後8時
- 投票所 市内22カ所(次ページの投票所一覧を参照)。各家庭に郵送する「投票所入場券」に記載された会場で投票してください。
- 投票所入場券を忘れずに

投票できる人

次の3つの条件を全て満たし柳川市の選挙人名簿に登録されている人。
①18歳以上(平成16年10月3日までに生まれた人)で日本国籍の人
②令和4年6月24日までに柳川市に住民登録し、9月24日現在、引き続き住民基本台帳に登録されている人

- 期日前投票 投票日に仕事などやむを得ない用事で投票所に行けない人は、期日前投票ができます。
●期間 9月26日(月)～10月1日(土)
- 投票時間 午前8時30分～午後8時
- 投票所 市役所各庁舎
▽柳川庁舎 3階第1会議室
▽大和庁舎 1階第1会議室
▽三橋庁舎 1階ロビー

投票所に行くときは、スムーズに投票するため「投票所入場券」を忘れずに持ってきてください。なくした場合でも投票することができますので、投票所で係員に申し出てください。

●指定施設で投票をする人 県選挙管理委員会の指定を受けた病院、施設などに入院や入所している人は、その施設内で不在者投票をするすることができます。詳しくは、入院や入所している施設の事務所にお尋ねください。
●期日前投票期間中に18歳になる人 期日前投票を行う時点で18歳に達していない人は、不在者投票での対応となります。
郵便投票、点字・代理投票 ●郵便投票

投票所のご案内

投票所	地区・校区	会場
第1	柳河	柳河ふれあいセンター
第2		柳河小学校体育館
第3	城内	城内コミュニティ防災センター
第5	沖端、西宮永	矢留うぶすな館
第7	東宮永	柳川農村環境改善センター
第8	両開	有明まほろばセンター
第9	昭代	就業改善センター
第10		
第11	蒲池	蒲池農村環境改善センター
第12		中村公民館
第13	大和	大和コミュニティセンター
第14	中島	大和漁村センター
第16	有明	有明コミュニティセンター
第17	皿垣	皿垣コミュニティセンター
第18	豊原	豊原コミュニティセンター
第19	六合	六合コミュニティセンター
第20	ニッ河	ニッ河コミュニティセンター
第21	藤吉	藤吉コミュニティセンター
第22	垂見	垂見コミュニティセンター
第23	矢ヶ部	矢ヶ部コミュニティセンター
第24	中山	中山コミュニティセンター
第25	藤吉、ニッ河、垂見	三橋生涯学習センター

身体に重度の障がいがある人で、市選挙管理委員会から「郵便投票証明書」をもらっている人は、自宅で郵便による不在者投票をすることができます。事前に市選挙管理委員会に郵便投票証明書の交付申請をしてください。郵便による不在者投票をするときは、郵便投票証明書を提示し、9月28日(水)の午後5時までに、市選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。郵便投票ができるのは次の

いずれかに該当する人です。
①身体障害者手帳で「両下肢、体幹・移動機能の障害の程度が1級又は2級」「心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級又は3級」「免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級まで」の人
②戦傷病者手帳で「両下肢、体幹の障害の程度が特別項症から第2項症まで」「心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害の程

度が特別項症から第3項症まで」の人
③介護保険の被保険者証で要介護区分が「要介護5」の人
●代理記載制度 郵便等投票ができる人で、身体障害者手帳が「上肢又は視覚の障害の程度が1級」または、戦傷病者手帳で「上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで」の人は、あらかじめ、本人が指定した「代理記載人」に記載させることができます。この場

合も市選挙管理委員会に届け出が必要です。
●点字・代理投票 目の不自由な人には、投票所に点字器を用意してあります。また、身体が不自由で字が書けない人は、投票所の係員が代わって投票用紙の記入をします。どの候補者に投票したか、漏れることは絶対にありません。
市民体育館で即日開票 開票は即日開票で、10月2

日(日)、午後9時15分から、市民体育館で行います。開票作業は、同体育館2階の観客席から見学できます。また開票結果は、市公式サイトでも、随時更新していくのでご覧ください。
選挙公報を配布 候補者の政見などを掲載した「選挙公報」を9月27日(火)から4日程度かけて郵送しますので、ご利用ください。



新型コロナウイルス感染症対策にご協力を

- 投票所の感染対策
 - ▷入り口に消毒液と体温計を設置
 - ▷記載台や鉛筆などは定期的に消毒
 - ▷定期的な換気を実施
 - ▷投票事務従事者はマスク着用
 - ▷持参した鉛筆やシャープペンシルで記入可能
- 有権者へのお願い
 - ▷投票所に行くときは、事前に手洗いをし、マスク着用でお越しください
 - ▷投票所入り口で手指を消毒してください
 - ▷投票所では周りの人と一定の距離をとってください